

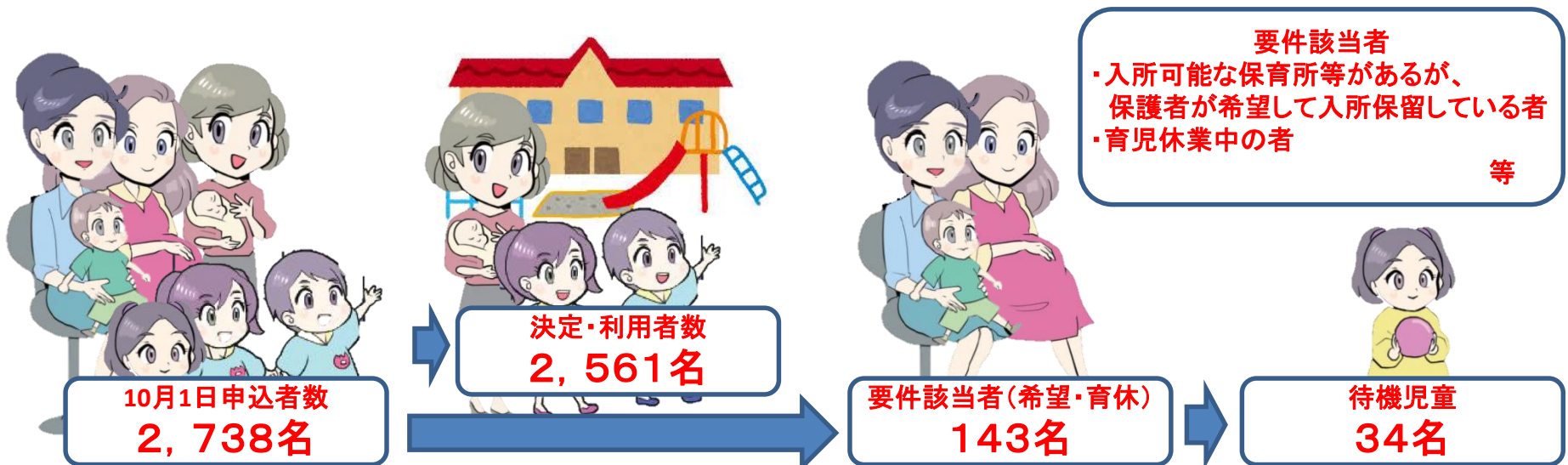


古河市子ども・子育て会議
令和元年12月26日



待機児童数の状況について
(令和元年10月1日時点)

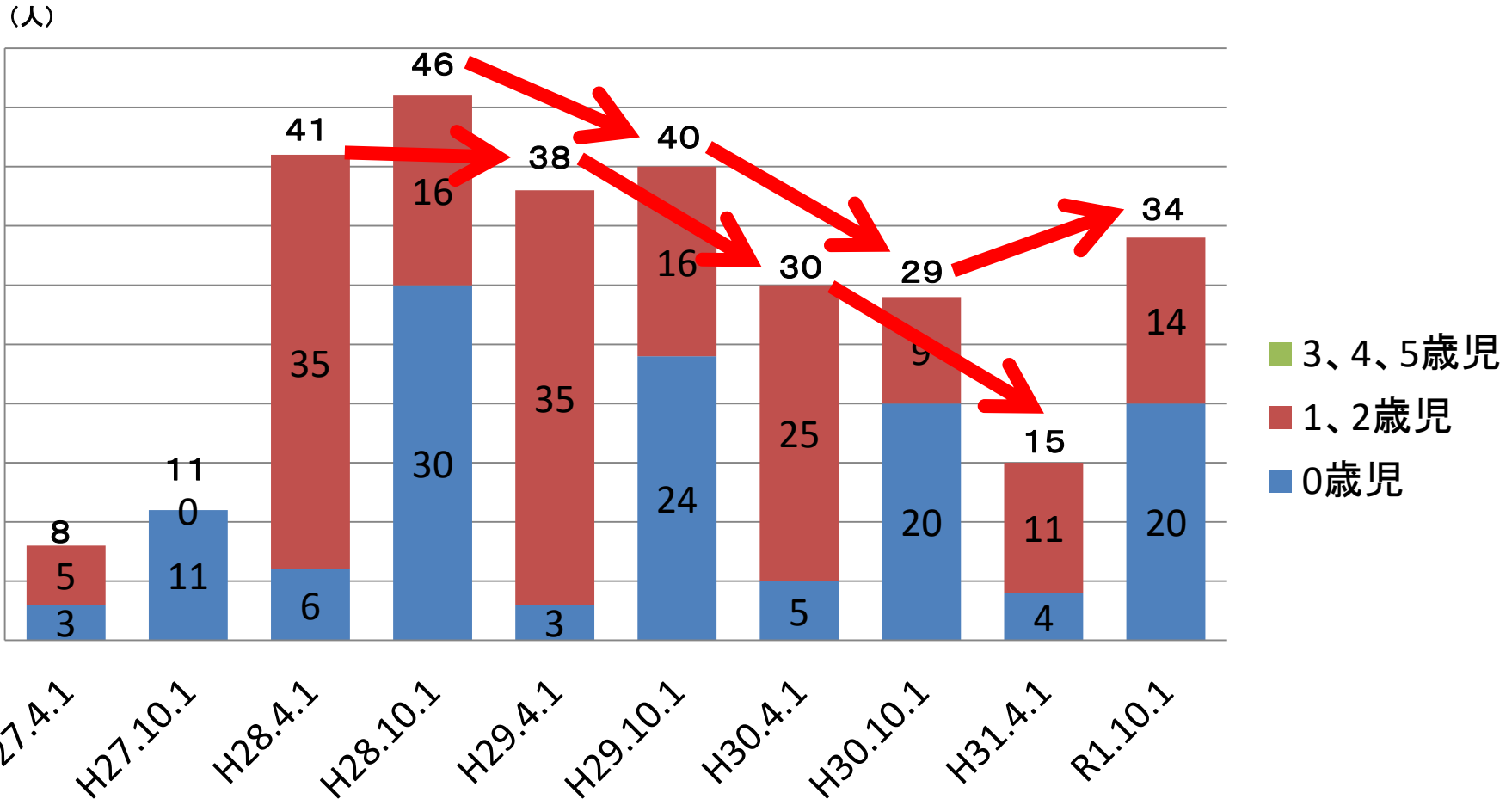
(1) 待機児童数の状況について(令和元年10月1日時点)



年齢	申込者数 (A)	利用者数 (B)	要件該当者 (C)	待機児童 (D=A-B-C)
0歳	226人	165人	41人	20人
1歳+2歳	1,001人	904人	83人	14人
3歳以上	1,511人	1,492人	19人	0人
合計	2,738人	2,561人	143人	34人

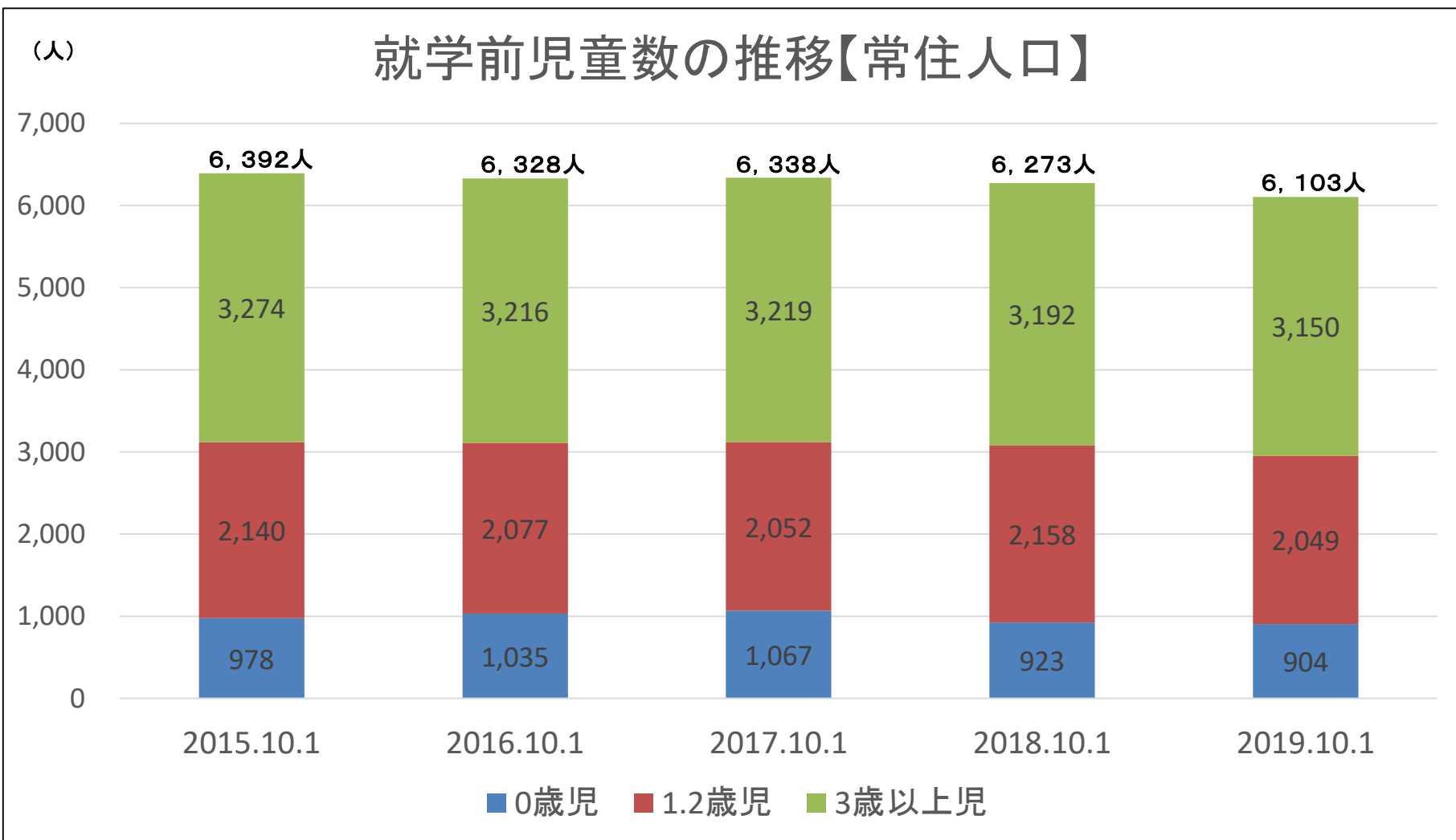
(1) 待機児童数の状況について(令和元年10月1日時点)^{P1}

待機児童数の推移【待機児童調査より】



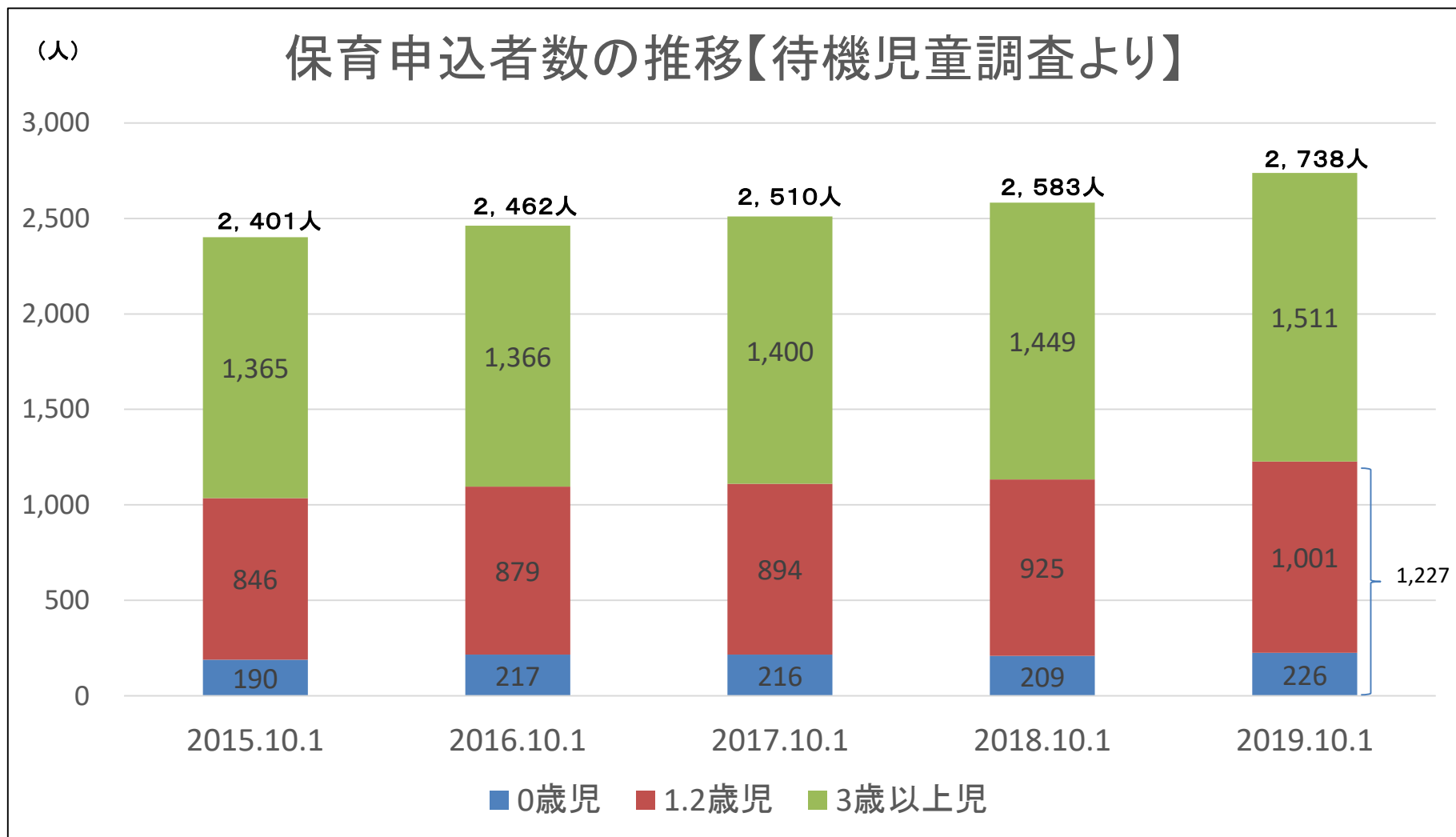
待機児童数は、依然として全て3歳未満児となっており、近年、減少傾向であったが、申込率の上昇により、10月については増加となった。

(1) 待機児童数の状況について(令和元年10月1日時点)^{P3}



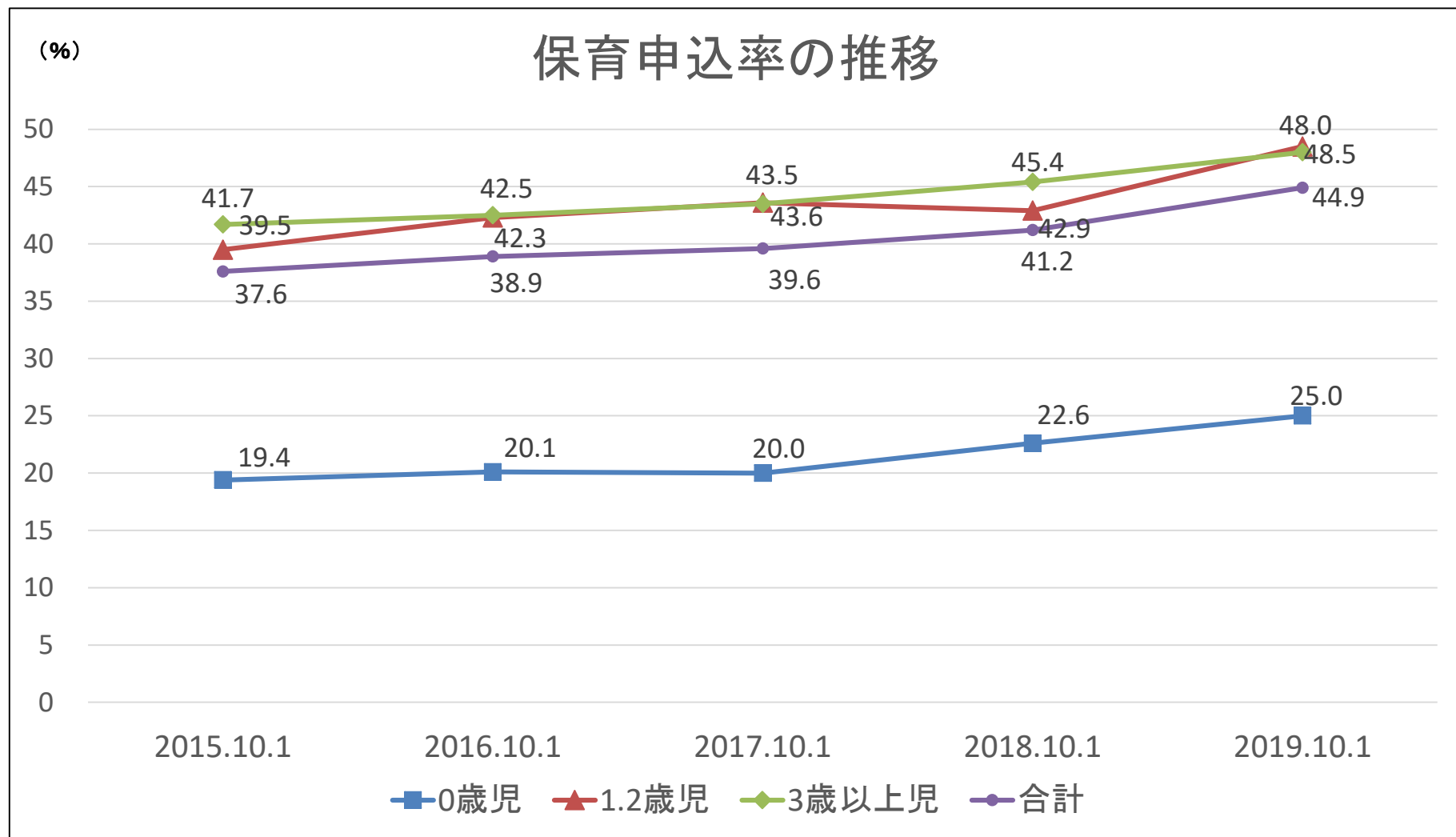
0歳から5歳の子どもの数は、2015年と比較し、289人(4.52%)減少。
4月時点と同様に10月時点でも子どもの数は減少傾向にある。

(1) 待機児童数の状況について(令和元年10月1日時点)^{P4}



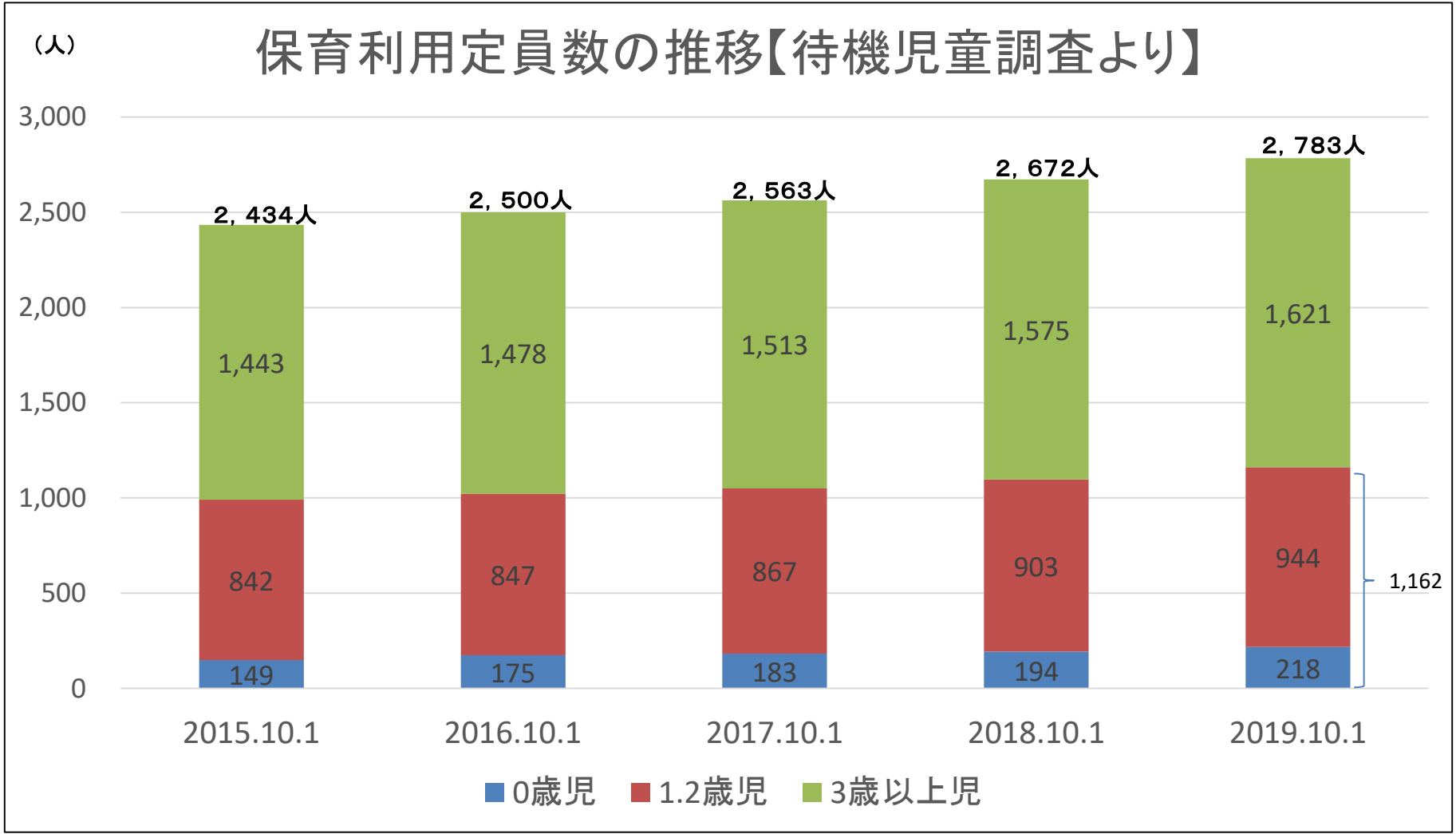
全体申込数は、2015年と比較し337人(14.04%)増加。0歳申込数は、36人(18.94%)増加。1・2歳申込数は、155人(18.32%)増加。3歳以上申込数は、146人(10.70%)増加となっており、申込者は増加傾向である。

(1) 待機児童数の状況について(令和元年10月1日時点) P5



申込率は、2015年と比較し7.3ポイント増加。0歳申込率は、5.6ポイント増加。1・2歳申込率は、9.0ポイント増加。3歳以上申込率は、6.3ポイント増加となっており、申込率は増加傾向である。

(1) 待機児童数の状況について(令和元年10月1日時点)



利用定員数は、2015年と比較し349人(14.3%)増加となっている。定員数全体では、申込数よりも多くの定員数を確保できている状況にある。しかしながら、年齢区分ごとに見ると、3歳未満児は申込者数に達していない状況。



第2期
古河市子ども・子育て支援
事業計画「素案」について

(2)第2期古河市子ども・子育て支援事業計画「素案」について

策定スケジュール

4月～3月	11月～12月	3月上旬	6.9.12.2月	1月	3月上旬	3月中旬
子ども 福祉 協議 会 課 議	関係 協議 課 議	庁報 議 告	子ども 子育て 委員会 も て 議	パブリック コメント	策 定	議 会 報 告 表

会議の流れ

1. 支援事業計画について、市から子ども・子育て会議に諮問【6月】
2. 支援事業計画の量の見込みと骨子案について、市から説明【9月】
3. 支援事業計画素案について、市から説明・意見聴取【本日】
4. 答申書(案)、パブリックコメント結果について説明【次回】
5. 意見交換【次回】
6. 会長、副会長から市長に答申

本日は、第2期古河市子ども・子育て支援事業計画素案及び抜粋資料を配布していますので、そちらを活用し説明を行います。



認定こども園・小規模保育への 移行について【報告】

《主な事項》

項目	内容							
名 称	柊幼稚園							
設置者	学校法人 県西学園							
住 所	古河市東山田3							
施設区分	(移行前)新制度幼稚園 → (移行後)幼保連携型認定こども園							
移行時期	令和2年4月1日から							
年齢区分	3号			2号			2・3号 計	1号
	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳		
現定員	0	0	0	0	0	0	0	180
移行後定員	3	6	6	10	10	10	45	135
増 減	3	6	6	10	10	10	45	▲45
備 考	平成31年2月14日開催の茨城県少子化対策審議会において、計画承認済み							

《主な事項》

項目	内容							
名 称	KOYOナーサーリーキッズ							
設置者	学校法人 晃陽学園							
住 所	古河市雷電町2-36							
施設区分	(移行前)認可外保育施設 → (移行後)小規模保育施設A型							
移行時期	令和2年4月1日から							
年齢区分	3号			2号			2・3号 計	1号
	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳		
現定員	3	8	8	—	—	—	19	—
移行後定員	3	8	8	—	—	—	19	—
増 減	0	0	0	—	—	—	増減 なし	—
備 考	移行前は認可外保育施設であったため、入所児童の利用調整を控えていませんでしたが、認可施設となるため利用調整の対象となります。							



家庭的保育事業（保育ママ）の 参入意向について

家庭的保育事業の特徴

家庭的 保育事業



事業主体 市町村、民間事業者等

保育実施場所等 保育者の居宅、その他の場所、施設

認可定員 1~5人

家庭的保育は、市町村の認可を受け、主に保育ママ(家庭的保育者)の居宅という家庭的環境で行われる、012歳(3号)を対象とするきめ細やかな少人数保育です。

古河市では、初めての事業形態の保育施設となり、利用者の選択肢を広げ、より幅広いニーズの対応が可能となります。

認可基準

職員数	職員資格	保育室	給食
0~2歳児 3:1 (家庭的保育補助者を置く場合5:2)	家庭的保育者 (+家庭的保育補助者) ※子育て支援員研修を修了した保育士 又は 子育て支援員研修及び家庭的保育者認定研修を受講した者	0~2歳児: 1人当たり3.3㎡	・自園調理 (連携施設等からの搬入可) ・調理設備 ・調理員

一般的な認可スケジュール イメージ

	1年度目										2年度目										3年度目	
	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	
保育所	市概略/概算事業費 ヒアリング・予算要求		県三者 協議		県計画承 認申請	補助金 事前協議	県計画 承認	予算 議決	補助金 内示	入札立会							県設置認 可申請	現場確認	県認可 承認	補助金 実績報告	県認可	
	基本設計			実施設計						入札	工事期間						開園準備		開園			
小規模 【従来】	市概略/概算事業費 ヒアリング・予算要求	県三者 協議(電子)			補助金 事前協議		予算 議決	補助金 内示	入札立会	(どこかで市子ども・子育て会議から意見聴取)						市設置認 可申請	現場確認	市認可 承認	補助金 実績報告	市認可		
	基本設計			実施設計						入札	工事期間						開園準備		開園			
(課題)	<p>小規模は市の認可となっており、児童福祉法第34条の15により、「認可しようとするときは、児童福祉審議会やその他の児童福祉に係る当事者の意見を聞かなければいけない。」とされている。 しかしながら、市子ども・子育て会議に意見聴取する時には、既に建築工事を開始しているほか、開園も迫ってきており、認可や保育内容などへの意見を反映し対応していただくことは難しい状況となっている。 ついては、保育の「質の向上」を行うため、下記の対応としました。</p>																					
小規模 【今後】	市概略/概算事業費 ヒアリング・予算要求	県三者 協議(電子)			補助金 事前協議		予算 議決	補助金 内示	入札立会	(どこかで市子ども・子育て会議に事業状況等報告)						市設置認 可申請	現場確認	市認可 承認	補助金 実績報告	市認可		
	追加:市子ども・子育て会議から 意見聴取			子ども・子育て会議の意見を 伝える(計画承認)。																		
基本設計			実施設計						入札	工事期間						開園準備		開園				



- 「家庭的保育事業等実施計画協議書(今回作成)」を具体的に動きそうな事業者に送付。
- ↓
- 施設概要(名称、場所、代表者経歴、定員数、開所時間)や設立趣意、助言が貰える施設の有無、スケジュールを記載
- ↓
- 市子ども・子育て会議に協議書を配布し、意見を伺う。
- ↓
- 意見については、事業者に伝言(議事録確認依頼)をし、対応をしてもらう。
- ↓
- 2年度目の子ども・子育て会議では、工事の状況や変更点などを報告
- ↓
- 認可。

子ども・子育て会議での意見に関するお願い

- ① 認可については、条例で定めた基準等と適合している場合、市長は認可するものとされています。ただし、市子ども・子育て支援事業計画の需要に対し供給が上回っている場合は、認可しないことができます。よって、会議内では認可の可否ではなく、**保育内容等で事業者に留意していただきたい事項についてのご意見をお願いします。**
- ② 本会議での全ての意見を、原則、各事業者へ伝えます。前回会議時にご意見を頂きました4施設につきましても、子ども福祉課窓口において、各事業者へお伝えさせていただくほか、皆様の意見をまとめた意見書を作成しお渡ししております。
- ③ 委員の皆様から率直なご意見をいただくため、市子ども・子育て会議条例第7条第5項により、**当議題は非公開**とさせていただきます。また、古河市HP等で公表する当会議の**議事録**については、事業者の名称が特定できる意見、発言者の氏名などは、**議事録上一部非公開(A委員やA園と記載)**とさせていただきますと考えています。

以上、3点がお願い事項となります。円滑な議事運営にご協力をお願いします。

開設意向のある事業者について

《主な事項》

項目	内容
保育施設類型	家庭的保育事業
新規等の状況	新規参入
設置者の状況	個人
代表者の状況	認定こども園 勤務
予定定員数	計5人（0歳1人、1歳2人、2歳2人）
開設時期(目標)	令和3年4月1日
施設整備の有無	専用施設を新設（建設に係る補助金等なし）

詳細事項については「家庭的保育事業等実施計画協議書」をご覧ください。